

V. 大韓民国

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度概要	○ 主な金融機関業態（機関数、根拠法、2024年12月末時点） ・ 商業銀行（48、銀行法） ・ 専門銀行（政府系金融機関）（5、個別法） ・ マーチャント・バンク（1、金融投資サービス・資本市場法） ・ 相互貯蓄銀行（79、相互貯蓄金融会社法） ・ 信用組合（866、信用組合法） ○ 監督官庁：金融委員会（FSC）、金融監督院（FSS） ○ 預金保険制度：韓国預金保険公社（KDIC）の保証限度額は、1 金融機関の預金者 1 人あたり 5,000 万ウォンである。信用組合に預け入れられている預金は、韓国信用組合連合会により保護され、限度額は預金者 1 人あたり 5,000 万ウォンである。	○ 商業銀行には、全国的に事業を展開する都市銀行、特定の地方・農村地域を対象に事業を展開する地方銀行、外国銀行支店が含まれる。
2. 郵便貯金の概要	○ 郵便貯金制度・経営形態 ・ 経営形態：国営の郵政事業本部が業務を実施 ・ ユニバーサル・サービスの提供義務：なし ・ 郵政事業本部は、2023 年 12 月末で全国に 3,348 の郵便局を配置している。そのうち直営局は 1,836 局で委託局が 1,512 局（特別局 697、契約局 815）であり、直営局 1,836 局と特別局 697 局、計 2,533 局では、金融サービスの取扱いを行っている。 ○ 主な業務内容 ・ 郵政事業本部は、郵便貯金業務、生命保険業務、郵便業務を展開。 ・ 2018 年の預金残高は 69.8 兆ウォン、預金者の数は 1,429 万人に達する（現在、預金量は非公表）。預金商品は、普通預金 19 商品、定期預金 12 商品、積立預金 10 商品、その他 1 商品の計 31 商品である。	○ 2013 年 3 月 23 日、省庁再編により、新たに創設された未来創造科学部（Ministry of Science, ICT and Future Planning, MSIP）の管轄下にある国営の郵政事業本部の一業務として運営されてきた。2017 年 7 月に MSIP が廃止され、科学技術情報通信部（Ministry of Science and ICT, MSIT）に管轄が移っている。 ○ 資金運用は、貯金業務、保険業務、それぞれで行っている。

	金融環境におけるモバイル志向の高まりに呼応して、Korea Post は 2019 年 11 月、郵便局スマートバンキングの再構築を行った。	単純な認証システムを導入することによって、PIN 番号だけでスマートバンキングを利用することができ、セキュリティカードも OTP(one time password)も必要とせずに 1 日 1,000 万ウォンまで送金することもできる。また、Korea Post は電話番号による資金移動を新しい機能に追加した。これは相手の口座番号を知らなくてもモバイル電話番号があれば送金が可能になるというもの。
3. 最近の金融動向と今後の展望	- フィンテックの状況 - 韓国のほとんどの銀行取引はスマートフォンを介して行うことができる。これは韓国がすでに世界で最もスマートフォンの普及率が高い国の一つであること、また、世界でも最速のインターネット接続を持っていることがベースになっている。 - キャッシュレス化の状況 - 韓国ではキャッシュレス化が進展しており、2022年末で99.0%と世界各国のキャッシュレス決済比率と比較してもその割合は高い水準にある。その背景には、①政府によるクレジットカード決済促進策の実施、②韓国銀行（BOK）による「コインレス社会」に向けた取り組みの推進、がある。 - スマホの普及とフィンテックの進展を背景にモバイル決済も急速に伸びている。モバイルウォレット決済取引額は 2016 年の 12 兆ウォンから 2024 年には 580 兆ウォンへと急拡大している。	- 主要なフィンテック企業としては、Naver、Kakao、Toss等が挙げられる。 - クレジットカード決済促進策としては、①年間クレジットカード利用額の20%の所得控除、②宝くじの権利付与、③店舗でのクレジットカード取扱義務付け、が挙げられる。

	・ 2021 年 10 月時点で、 카카오뱅크、K バンク、Toss バンクの 3 行が韓国のインターネット専業銀行として活動している。前者 2 行は 2017 年の発足以来、チャレンジャーバンク（新興のデジタル銀行）として既存の銀行を脅かすほどに急成長を遂げてきた。 ○ 生成AIの活用 ・ KB国民銀行は、顧客の銀行手続を支援するAIアシスタントを導入。ウリィ銀行は、独自開発した生成AI「ウリィGPT」を稼働。 ○ CBDC（中央銀行デジタル通貨） BOKは、2024年12月から、10万人を対象にCBDCの運用試験を開始。 ○ 金融包摂の現状 ・ FSCは、マイクロファイナンス支援のため、10.7兆ウォンの政策資金を確保し、包括的なコンサルティング及びカウンセリングプログラム等を実施。 ・ 2020年3月に「金融消費者保護法」成立。FSCと民間部門が連携し、効果的な金融教育を実施。	・ FSCは、2024年11月、新たなインターネット専業銀行の認可に関する審査基準及び手続を採択。 ・ 金融調査研究員は、A I を活用した金融人材育成プログラムを開発中。 ・ 郵政事業本部は、農村・離島においても金融サービスを提供するとともに、低所得者や障がい者向けの商品を提供。
--	---	---